

● 交通安全意識の高揚と交通環境の整備による交通事故防止対策の推進

**施策目標（PLAN）**

良好な自転車交通秩序の実現

**実施項目（DO）**

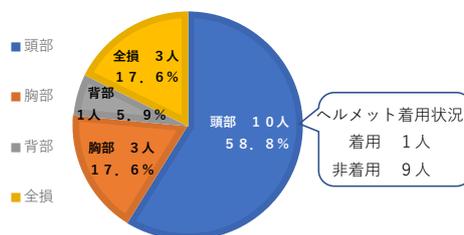
- 1 自転車通行空間の整備
- 2 交通安全教育・啓発活動の推進
- 3 交通違反に対する指導取締りの強化

**実績（成果）（CHECK）**

1 交通人身事故発生件数及び自転車が関係する交通人身事故発生件数の推移



自転車乗用中における  
人身損傷部位別死者数



自転車が関係する交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、全交通事故に占める割合は横ばいである。

2 良好な自転車交通秩序の実現に向けた総合対策の推進

(1) 自転車通行空間の整備

自転車利用者及び歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携し、普通自転車専用通行帯（2路線）の整備、特例特定小型原付・普通自転車歩道通行可の交通規制の解除（140路線）、自転車横断帯の解除（108か所）を実施したほか、道路管理者に対し、矢羽根型路面表示等による自転車通行空間の明確化を働きかけた。

(2) 交通安全教育・啓発活動の推進

関係機関・団体と連携し、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育を実施（交通安全教育実施回数：2,388回、対象人数：255,284人）するとともに、企業、学校、団体等による「自転車安全利用の推進宣言」プロジェクトの推進（711事業所）、市町村に対する自転車乗車用ヘルメットの購入補助金制度導入の働きかけ等の取組を推進した。

(3) 交通違反に対する指導取締りの強化

悪質、危険な交通違反に対する取締りを強化し、自転車の交通違反2,529件（前年比+438件）を検挙した。また、普通自転車専用通行帯における放置駐車違反に対する取締り（放置車両確認標章取付件数：79件）を実施した。

**今後の課題及び方針（ACTION）**

1 課題

- (1) 自転車が関係する交通事故や違反を減少させるためには、自転車利用者のルールやマナーの徹底が重要であることから、より一層取組を強化する必要がある。
- (2) 自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するためには、頭部を保護することが重要であるが、ヘルメットの着用率が低調（着用率6.5パーセント、（令和6年7月調査、警察庁公表））であることから、着用率向上に向けた取組を強化する必要がある。

2 方針

引き続き、関係機関・団体と連携し、良好な自転車交通秩序の実現に向けた総合対策を推進する。